

## <報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲>

- 制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、引き続き化石燃料等とし、使用量及び排出量を報告する対象は、改正省エネ法で報告されるエネルギー種と整合させ、非化石燃料等を新たに報告対象とする。

算定対象とする燃料等		原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告	備考
化石燃料※1		●	●	—	●	※1：改正省エネ法で報告される化石燃料種と整合
他者から供給される電気・熱※2		●	●	—	●	※2：CGS・工場排熱を利用した電気・熱は算定対象 清掃排熱を利用した電気・熱は算定対象外
再エネ由来の電気・熱	オンサイト	—	△※4	—	●	※3：事業所外から供給される再エネ電気（熱）は算定対象（ただし、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合を除く。） ※4：再エネは算定対象外であるが、持続可能性が担保されていることが確認できないバイオマスは算定対象
	オフサイト (自己託送・PPA)	●※3	△※4	—	●	
	証書	—	△※4	—	●	
非化石燃料※5	排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料	—	—	●	●	※5：改正省エネ法及び改正温対法で報告される非化石燃料（廃棄物燃料など）・ガスと整合 ※6：水素やアンモニアなどが対象
	上記以外の燃料※6	—	—	—	●	
製品の製造・加工に伴い発生するガス※5		—	—	●	●	
水の使用、下水への排水※7		—	—	●	●	※7：第三計画期間と同様の取扱い

\* 使用量報告する再エネについては、改正省エネ法で報告される電気・熱と整合

\* 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設けることを想定  
ただし、ヒートポンプ等の施設又は設備で使用した熱については、改正省エネ法と同様に、報告及び地球温暖化対策計画書への記載の対象外とすることを想定

## <第四計画期間の原油換算エネルギー使用量及び年度排出量の算定>

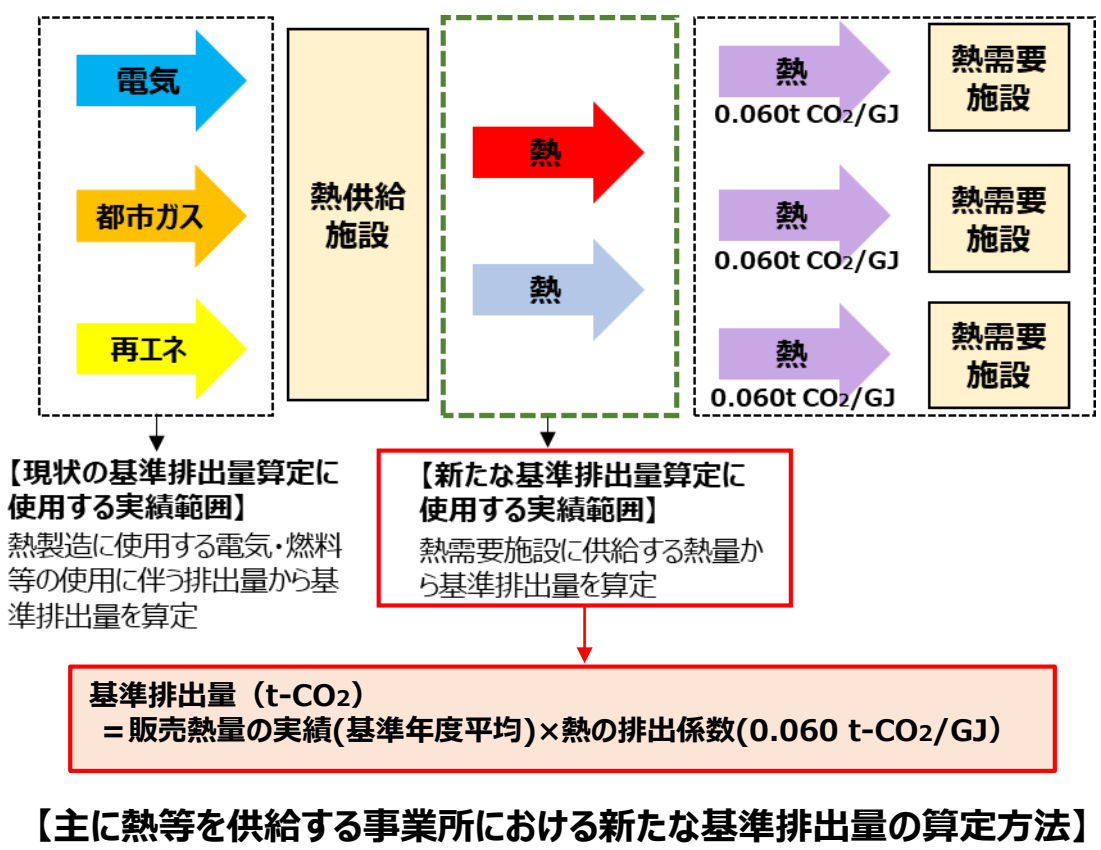
- 第四計画期間で使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は、2023年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも採用する。
- 電気・熱（冷温水・蒸気）の排出係数は「実排出係数※」とし、それ以外の燃料等の排出係数は、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で採用される数値に変更する。

※ 第四計画期間は、低炭素な電力・熱の購入以外にも、オフサイト再エネの導入や再エネ由来証書の直接購入を含む多様な手段で義務を履行する制度とすることから、年度排出量の算定に使用する電気・熱等の排出係数は、実排出係数を使用する。ただし、基準排出量の算定に使用する単位発熱量及び排出係数は、第三計画期間までと同様の取扱いを継続する。

## <基準排出量の算定方法>

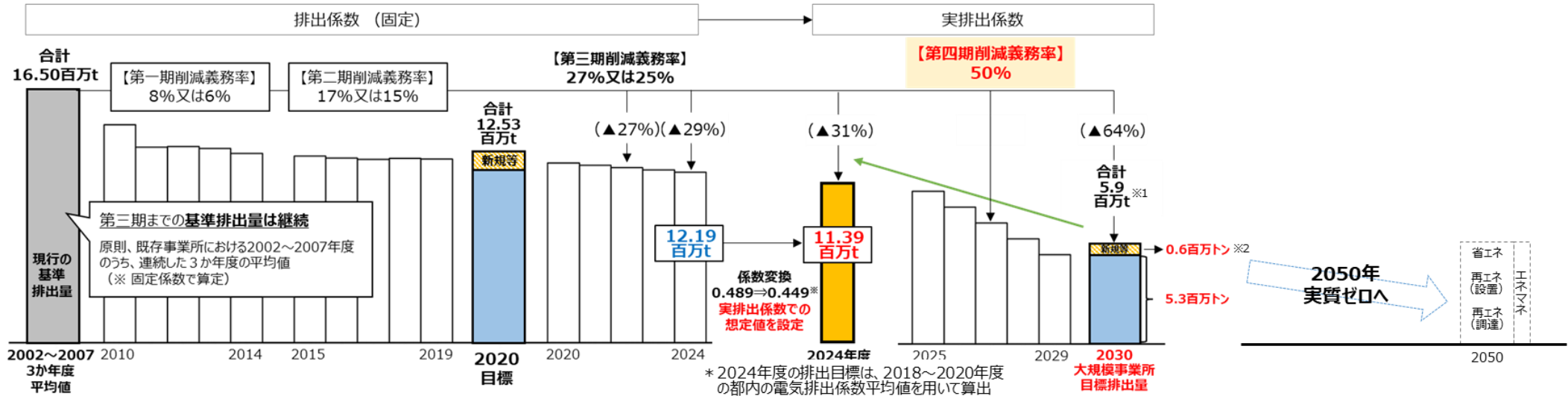
- 基準排出量は、第三計画期間と同様に「過去の排出実績に基づく方法」に加え、「排出標準原単位に基づく方法」による設定も可能
- 主に熱等を供給する事業所の基準排出量の算定方法について新たな算定方法を導入（パブリックコメントを踏まえた変更点）

- ※1 第三計画期間までに基準排出量が設定されている事業所は、第三計画期間の基準排出量を継続（基準排出量を変更している場合は、変更後の基準排出量を使用）
- ※2 過去の排出実績に基づく方法で使用する単位発熱量及び排出係数は、これまでと同様に第三計画期間の数値を使用予定
  - 事業所外から供給される再エネ電気・熱は一律の排出係数で算定（オフサイト再エネ（自己託送・PPA）、低炭素電力・熱の利用、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合、再エネ由来証書の利用等については、基準排出量の算定時には控除しない）
  - 電気の排出係数：0.489 t-CO<sub>2</sub>/千kWh  
熱の排出係数：0.060 t-CO<sub>2</sub>/GJ
- ※3 排出標準原単位は第三計画期間と同様の値を使用予定



## <削減義務率の設定>

- 第四計画期間の削減義務率は、大規模事業所の目標排出量からのバックキャストを前提とするとともに、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「50%」（計画期間の平均値を算出）とする。



※ 1 2030年の大規模事業所の目標排出量（5.9百万t）は、東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。東京都の目標算定にあたり、電気の排出係数「0.250 kg-CO<sub>2</sub>/kWh（全電源平均）」（国の2030年度におけるエネルギー需給の見通し）を使用

※ 2 大規模事業所には、新規参入事業所等の削減義務が課されていない事業所や義務率緩和を受けている事業所も含まれる。そのような事業所の排出量相当分（約0.6百万t）を考慮して削減義務率を設定。第二計画期間の実績から、新規参入事業所（年間20～30事業所程度）や制度対象外事業所（年間20～30事業所程度）、トップレベル事業所の緩和量（トップレベル3/5、準トップレベル4/5）を想定

### ● 第四計画期間の削減義務率（事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえて区分ごとに設定）

区分	第三期	第四期（案）	削減義務率設定の考え方
I-1	27%	50%	地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分I-2）は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮し、削減義務率を2ポイント低く設定
I-2	25%	48%	
II	25%	48%	区分IIは、区分Iと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮し、区分I-1より削減義務率を2ポイント低く設定

### ● 第四計画期間において実施する事項

- 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について  
医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間同様、削減義務率を2%減少
- 指定相当地球温暖化対策事業所について  
中小企業等がエネルギー使用量の1/2以上を所有する大規模事業所は、削減義務の対象外（ただし、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出・公表を行う）
- 電化率20%未満の事業所について  
第四計画期間に限り、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地差に応じて、削減義務率を3%減少（設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出を求める）

※ 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

## <削減義務率の推移>

- 第四計画期間においても、新規参入事業所については、原則、第三計画期間の削減義務率を基本として、実排出係数への変更を反映
- 具体的には、主に省エネ対策が反映される、現行の固定係数による削減義務率分の緩和を継続しつつ、再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした削減義務率（区分Ⅰ：41% / 区分Ⅱ：39%）とする。

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所								指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
													指定	指定	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
														指定	指定	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所														指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																指定	指定	指定	指定	31% / 29%	41% / 39%
																	経過措置	指定	指定	指定	31% / 29%

### 【経過措置】

- 第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率（区分Ⅰ：31% / 区分Ⅱ：29%）を適用
- 経過措置が終了する5年度目は、削減義務率（区分Ⅰ：41% / 区分Ⅱ：39%）を適用



## <利用可能な再生可能エネルギー>

- 自家発電（熱）・自家消費に加え、事業所外（オフサイト）の再エネ設置（自己託送・PPA）、小売電気事業者等からの購入、非化石証書等の再エネ由来証書の直接購入を、削減量として年度排出量から除外可能な環境価値として追加

## <再生可能エネルギーの利用方法 >

### ●再エネ自家消費の取扱い

- 再エネ発電設備で発電・製造した電気・熱※を、自家消費した場合は、引き続き排出量算定の対象外（排出量ゼロ）として取り扱う
- 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネ発電設備で発電した電気を、自家消費した場合の削減効果を「1.5倍」する仕組みは廃止

※ バイオマスについては、森林破壊や生物多様性への悪影響等が懸念されるものもあり、問題のある燃料を継続的に利用すると、将来にわたって悪影響が拡大するおそれがあることから、持続可能性が担保されたバイオマス燃料を対象とする。（他の再エネにおける取扱いも同様）

### ●オフサイト再エネ（自己託送・PPA※）の取扱い

- 電気・熱のCO<sub>2</sub>排出係数を「実排出係数」とするため、事業所外から調達した再エネ電気・熱については、排出量ゼロとして排出算定に反映

※ オフサイトPPAは、発電事業者と電力の購入者が、事前合意した価格及び期間における再エネ電力の売買契約を締結し、オフサイトに導入された再エネ電源で発電された再エネ電力を、一般の電力系統を介して当該電力の購入者へ供給する契約方式のことで、物理的な電力の取扱いに応じてフィジカルPPAとバーチャルPPAの2形態が存在する。

※ バーチャルPPA由来の非化石証書は、「追加性」の観点からフィジカルPPAと同様に扱い、電気使用量から認証発電電力量を控除する。

### ●再エネ由来の証書等の取扱い

- 使用できる証書は、これまでの制度と同様に、国内の温室効果ガス削減への寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用促進の観点から、再エネ由来の証書※に限ることとし、証書のもつCO<sub>2</sub>削減効果を年度排出量の算定に反映
- 電気使用比率が低い事業所の証書利用を考慮し、排出量を上限に、証書のもつCO<sub>2</sub>削減効果を年度排出量から直接控除することができる。

※ 制度に利用できる再エネ由来の証書は、グリーンエネルギー証書、FIT非化石証書及び非FIT非化石証書（再エネ指定）に限る。

### ※「低炭素電力・熱の選択の仕組み」について

温室効果ガス（年度排出量）の算定に使用する電気・熱のCO<sub>2</sub>排出係数を「実排出係数」とすることから、対象事業所が選択した電力・熱については、その排出係数を事業所の排出算定に直接反映

## <排出量取引で取り扱うクレジット等>

- 排出量取引では、国や埼玉県の動向も注視しつつ、第三計画期間と同様のクレジット利用を認め、制度改正内容との整合、クレジット創出方法の変更等を実施

**クレジット等** (利用できるクレジット等は第三計画期間から継続。ただし、今後の国や埼玉県の動向等を踏まえて、各クレジットの取扱いを検討)

**● 超過削減量**  
削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出

**● 都内中小クレジット (都内削減量)**  
都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量 (※クレジット算定方法を変更)

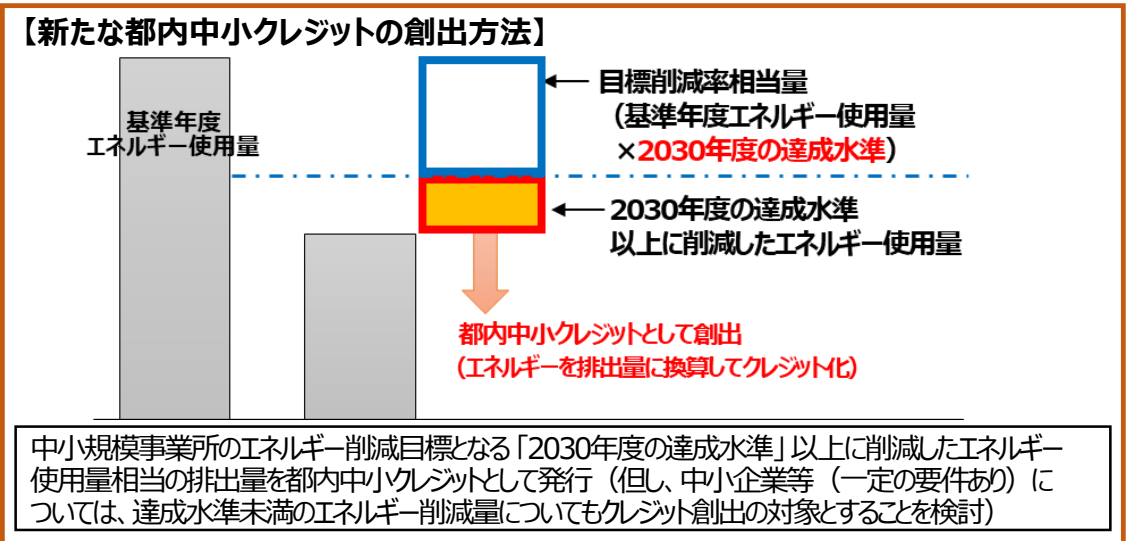
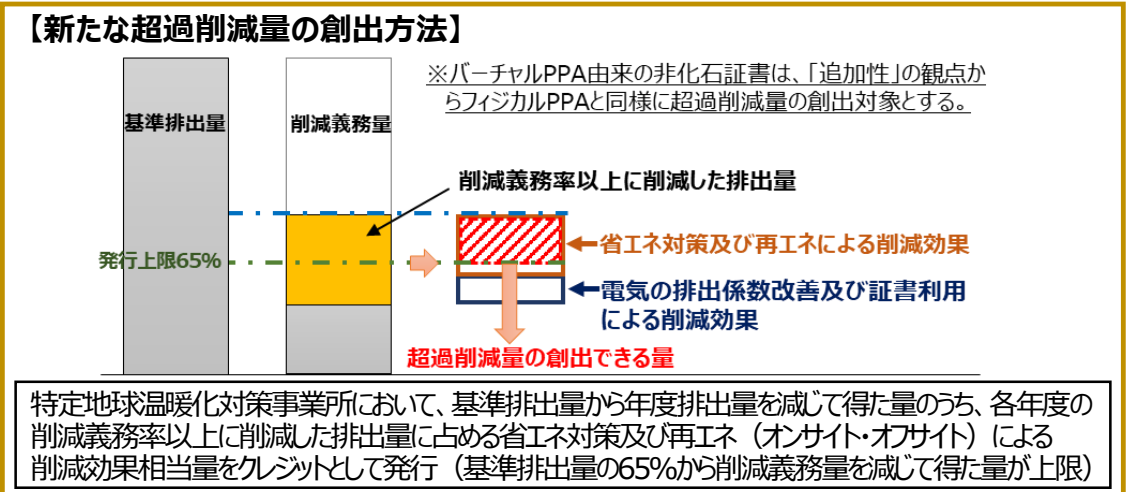
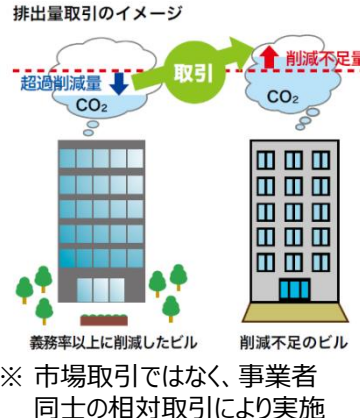
**● 再エネクレジット (環境価値換算量・その他削減量)**

- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、クレジット発行年度の都内平均排出係数を使用
- 対象とする再エネのうち、バイオマスについては持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

**● 都外クレジット (都外削減量)**

- 都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 使用する基準排出量は、根拠資料が存在しない場合に限り、第4計画期間前の直近3か年度の排出量の使用を認める

**● 埼玉連携クレジット (その他削減量)**  
埼玉県の第4削減計画期間の検討内容を踏まえて、今後連携方法を検討



## 第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務に利用することができる。

## <目標設定・取組状況等の報告・公表>

- 排出削減対策に積極的に取り組んだ事業所が評価されるよう、「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」「東京都オープンデータカタログ」などと連携して、床面積当たり一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）やCO2排出原単位の推移、再エネ利用実績等を公表
- 投資家・金融機関、取引先等からの評価につながるよう、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所を後押し
- 事業所の省エネ削減効果が見える化するため、地球温暖化対策計画書の記載事項に、一次エネルギー使用量の推移を追加

### 【現行の公表内容】

項目	都による公表 (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
地球温暖化対策計画書	○	○
特定テナント等地球温暖化対策計画書	○	○
トップレベル事業所認定制度	○	任意

### 【追加する主な公表内容】

項目	都による公表 <sup>※1</sup> (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
<b>省エネカルテ（事業所からの報告を基に都が作成・公表）</b>		
・事業所のCO2排出実績・原単位（CO <sub>2</sub> 及び一次エネルギー）の推移	○	—
・用途別の排出原単位の推移（平均及び上位25% <sup>※2</sup> 水準）	○	—
<b>再エネ利用に係る報告（再エネ目標の設定と使用量の把握）</b>		
目標設定	計画期間内及びそれ以降の再エネ導入目標	○
オンサイト・オフサイト	種類・規模・設置年・設置場所	○
	年間使用量（調達量）	▲
小売電気事業者 地域熱供給事業者	種類（事業者又はメニュー名）	×
	年間使用量（調達量）・排出係数	▲
証書	種類	○
	年間使用量（調達量）	▲

### 【データの公表】



「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」と連携し、情報公開範囲を拡大  
「東京都オープンデータカタログ」からデータを取得可能とし、事業者による情報利用を促進

公表データを追加し、建屋の地球温暖化対策の実施状況が見える化

※1：非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。

※2：上位15%水準も公表する想定

▲：事業所に不利益が生じないように、報告数値を一部加工して公表する。公表する情報は、規模感や利用状況が概ね把握できるように再エネ利用割合やレンジで示すことを想定

×：事業所の契約内容等、事業所に不利益が生じる事項は公表しない。



## <認定区分>

- 今後、ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、より高いレベルの認定区分を加え、従来の2区分から3区分へ変更する。
- 各認定区分にゼロエミッション化に向けた計画の作成、再エネ利用等を求め、取組のレベルを引き上げる。
- すべての認定区分を、従来同様、同一の評価項目・基準を用いて評価する。

認定区分 ※名称は今後検討	優れた事業所	特に優れた事業所	新設	極めて優れた事業所
認定事業所のイメージ	一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施	「優れた事業所」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施		ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進
認定水準	総合得点70点以上	総合得点80点以上		総合得点90点以上
必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理事項（評価項目Ⅰ：15項目）</li> <li>事業所及び設備の運用に関する事項（評価項目Ⅲ：13項目）</li> <li>事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項（評価項目Ⅴ：2項目）</li> <li>建物及び設備性能に関する事項（評価項目Ⅱ：21項目）</li> <li>事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（評価項目Ⅳ：1項目）</li> </ul>			
不合格要件数	評価項目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで2以内、Ⅳ・Ⅴで2以内 (竣工年により、不合格要件の数は緩和)	評価項目Ⅳ・Ⅴで2以内		0

※（ ）内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する

## <認定方法>

- 各認定区分の基準を充足すれば、初回の申請から最上位、上位区分の認定を受けることが可能
- 建築物環境計画書制度との連携の場合、トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」について、建築物環境計画書における建築物の外皮性能と設備性能を活用して評価。その他の、運用等の評価項目は認定基準に沿って評価
- 建築物環境計画書のPAL\*低減率（BPI）、ERR（BEI）、及びERR（BEI）で評価対象に含まれていない未評価技術※について、評価対象事業所の各値や取組の程度に応じて評価・得点換算

※ 未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術



## <認定基準>

- 新たなトップレベル事業所の考え方に沿って、既存評価項目の見直し及び新設評価項目区分の項目を設定
- 再エネ利用に関する項目群では、従来のオンサイトでの再エネ利用の他、オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定
- 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する項目では、ゼロエミッション化・ZEB化のロードマップ策定や、CO<sub>2</sub>排出量・一次エネルギー消費量等の削減実績等に加え、気候変動適応策や、事業所に留まらない進んだ取組に関する評価項目を設定

## 【評価項目の構成と配点】 ※ 配点（ ）内は現行基準の配点

新設

		I 一般管理項目	II 建物及び設備性能に関する事項	III 事業所及び設備の運用に関する事項	IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項	V 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項	合計			
評価項目の区分		1. CO <sub>2</sub> 削減推進体制の整備 2. 図面・管理標準等の整備 3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録 4. エネルギー消費量・CO <sub>2</sub> 排出量の管理 5. 保守・点検の管理	1. 自然エネルギーの利用 2. 建物外皮の省エネルギー性能 3. 設備・制御系の省エネルギー性能	1. 運用管理 2. 保守管理	1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用 2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用 3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用 4. 電気需要最適化	1. CO <sub>2</sub> 排出・エネルギー消費等の削減 2. 気候変動適応策 3. その他の環境配慮の取組	100 / 125			
配点	必須	10 (10)	45 (60)	25 (30)	10 (-)	10 (-)			25	
	一般									
	加点			25 (20)						

## <削減義務率等の取扱い>

- トップレベル認定による削減義務率の減少は、原則として無し（この場合、認定事業所の超過削減量の発行上限を撤廃）
- 経過措置として、以下の場合は、第四計画期間中に限り、現行のトップレベル相当で3/5、準トップレベル相当で4/5の削減義務率の減少を可能とする。
  - ① 第三計画期間初年度の認定事業所が第四計画期間に継続して申請・認定された場合
  - ② 第三計画期間途中で認定事業所の認定年度から起算して5年度目まで及びその認定期間終了後に継続して再度認定された場合
  - ③ 既に制度対象となっている事業所が、規定された時期までに第四計画期間のトップレベル認定に向けた設備更新等の計画等を実施していることを確認可能な文書を添えて申請・認定された場合

## <削減義務率の取扱い>

	第三計画期間					第四計画期間				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降第四期に限り、削減義務率減少可能				
2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					減少率3/5(4/5)	認定期間が継続して認定された場合は、第四期に限り、削減義務率減少可能			
2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度認定の場合	減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2025年度以降認定の場合						第三期までの制度対象事業所で、規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降、第四期に限り、削減義務率減少可能				

- ※括弧内は準トップレベル事業所（第四計画期間は、地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所）の減少率
- ※破線内は期をまたいで継続して削減義務率を減少（第四計画期間から削減義務率減少率 3 / 5 （ 4 / 5 ）へ変更）。また、継続して再認定された場合、赤枠内も削減義務率の減少が可能
- ※青色塗りつぶしは削減義務率減少の可能な期間。黄色塗りつぶしは削減義務率減少のない期間（但し、一定の条件の下、削減義務率減少が可能な場合あり）